

国保の届出はお早めに

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

3月～4月は転出・転入の季節です。

国保に関する届出については、適正な保険料賦課・保険給付のためにも、必ず14日以内に届出をしてください。届出が遅れると遡って保険料を納めなければなりません。また、適正な給付が受けられない場合があります。



◆国保に加入するとき

どんなとき？	持 ち 物
町外から転入したとき	印鑑・転出証明書
職場の健康保険をやめたとき または任意継続の期間が満了したとき	印鑑・職場の健康保険をやめた証明書 または退職の証明書
他の健康保険の被扶養者からはずれたとき	印鑑・被扶養者でなくなった証明書
子どもが生まれたとき	印鑑・保護者の加入している保険証
生活保護を受けなくなったとき	印鑑・生活保護廃止(停止)決定通知書
外国籍の方が入るとき	在留カード

※国民健康保険料納付の口座振替ご希望の場合は、通帳等口座のわかるものと届出印をお持ちください。

◆国保をやめるとき

どんなとき？	持 ち 物
町外へ転出するとき	印鑑・保険証
職場の健康保険へ入ったとき 他の健康保険の被扶養者になったとき	印鑑・国保と新しい健康保険の両方の保険証 (新しい保険証が未交付の場合、健康保険加入の証明)
死亡したとき	印鑑・保険証
生活保護を受けることになったとき	印鑑・生活保護開始決定通知書
外国籍の方がやめるとき	保険証・在留カード

◆その他の届け出

どんなとき？	持 ち 物
保険証をなくしたとき	印鑑・本人確認できるもの
保険証を汚して使えなくなったとき	印鑑・保険証・本人確認できるもの
就学のため町外に住民票をうつすとき(学)	印鑑・保険証・在学証明書または学生証(コピー可)
就学が終了したとき(卒業・就職等)	学の保険証から一般保険証への切り替え手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。
町内で住所が変わったとき 世帯主や氏名が変わったとき 世帯分離・世帯合併したとき	印鑑・保険証

※上記以外に本人と確認できるものが必要な場合があります。